

# 長生村地域防災計画の改定（修正の概要）

令和4年3月

## 1. 改定の背景

現行の長生村地域防災計画は、平成25年の災害対策基本法等の改正及び国の防災基本計画の修正等を反映して平成26年に修正した。

しかし、その後の令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っている。千葉県においても、千葉県地域防災計画を修正したほか、千葉県大規模災害時応援受援計画の修正や、令和元年台風15号等災害対応検証会議等を行い、防災力の強化を推進している。

本村においても、業務継続計画、国土強靱化地域合同計画、長生村地域防災力向上計画の策定、長生村防災マップの見直し、津波対策施設の整備、災害協定の拡充など防災体制の一層の充実と地域防災力の向上を図っている。

これらの状況を踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本村の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするべく計画を改定した。

## 2. 計画の構成

長生村地域防災計画は、総則編、災害種別に応じた地震・津波編、風水害編、大規模事故編で構成した。また、各編は、基本事項（総則）、平常時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（災害復旧計画）の3つの局面を想定して構成した。

### 〈長生村地域防災計画の構成・概要〉

編構成	概要
総則編	▶計画の目的、防災関係機関の業務大綱、地域の災害環境など記載
地震・津波編	▶総則では、地震被害想定、減災目標を記載 ▶災害予防計画では、地震や津波に強い地域づくり、社会づくり、住民等の防災行動力の向上などハードとソフトの両面から減災施策を記載 ▶災害応急対策計画では、災害対策本部等の防災体制、災害防衛活動、被災者支援策などを記載 ▶災害復旧計画では、生活再建支援策、復旧・復興措置などを記載 ▶附編に「南海トラフ地震防災対策推進計画」を位置付け、南海トラフ地震関連情報発表時の対応等を記載
風水害編	▶総則では、一宮川、内谷川などの洪水浸水想定を記載 ▶災害予防計画では、治水対策、水防活動の備えなどを記載 ▶災害応急対策計画では、大雨、洪水時の水防活動、避難対策などを記載 ▶災害復旧計画では、生活再建支援策、復旧・復興措置などを記載
大規模事故編	▶大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道災害、航空機災害、道路災害、海上災害、放射性物質事故の予防計画、応急対策を記載

### 3. 改定のポイント

#### 1) 関係法令との整合

##### ア 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正に伴うもの

- ▶避難勧告と避難指示(緊急)を避難指示（警戒レベル4）に一本化し、垂直避難等による屋内安全確保が可能な居住者等を考慮して“立退き避難が必要な居住者等”を対象として発令することとした。また、災害が切迫して立退き避難が危険な場合は「緊急安全確保（レベル5）」を発令したこととした。
- ▶避難指示等の発令時に村内に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することを追加した。
- ▶従来の避難行動要支援者名簿に基づいて作成する個別計画は、基本法に基づく「個別避難計画」として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供することを明記した。  
また、災害が切迫し避難支援に必要な場合は、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することを追記した。
- ▶緊急通行車両の通行障害となる放置車両等に対して道路管理者による移動等の措置が可能となったことを踏まえ、道路管理者は区間を指定して所有者への移動命令や自ら移動措置を行うことを追記した。

##### イ 水防法の改正に伴うもの

- ▶洪水浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設には避難確保計画の作成及び訓練等が義務化されたことを踏まえ、同計画の作成等を促進することを明記した。

##### ウ 災害救助法、被災者生活再建支援法の改正に伴うもの

- ▶令和元年房総半島台風により、被災住宅の応急修理の支援対象が“半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）”に拡充されたことを踏まえ、被害家屋認定調査や罹災証明では準半壊の区分を設け、準半壊の被災世帯に被災住宅の応急修理を支援することを明記した。
- ▶令和2年7月豪雨（熊本等）により、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加した。

##### エ 大規模災害からの復興に関する法律に伴うもの

- ▶特定の大規模災害時には国が定めた基本方針に即した復興計画を作成した場合、復興事業の特別措置が適用されることを踏まえ、同法に基づいて復興計画の作成や復興事業の推進を図ることを明記した。

## 2) 上位計画等との整合

### ア 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 国が新たに設定した「5段階の警戒レベル」及び「避難情報のガイドライン」の改訂を踏まえ、洪水等を対象とした高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令基準を修正した。
- ▶ 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請できることを明記した。
- ▶ 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和元年5月）の改定、南海トラフ地震関連情報の運用が開始され、本村が南海トラフ法による推進地域の指定を受けたことを踏まえ、市町村が策定すべき法定計画である「南海トラフ地震防災対策推進計画」を本計画の附編として位置付け、南海トラフ地震関連情報発表時の対応を追記した。

### イ 千葉県地域防災計画の修正や県の調査・指針の改訂

- ▶ 家庭等での食料、飲料水等の備蓄目標量が「最低3日、推奨1週間」分とされたことを踏まえ、家庭や事業所へ啓発することを追記した。
- ▶ 「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大規模災害時には県が県立長生の森公園等に広域防災拠点を開設して救援活動を展開することを踏まえ、これらの拠点と連携して応援等の受入れを円滑に行うことを明記した。
- ▶ 被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であっても、一定の要件に該当する場合には、千葉県被災者生活再建支援事業に基づいて同法と同等の支援金の支給を行うことを明記した。
- ▶ 大規模災害時には県があらかじめ指名した職員を市町村への情報連絡員（リエゾン）として派遣する体制を導入したことを踏まえ、県のリエゾンと連携した受援体制を明記した。
- ▶ 令和元年房総半島台風における災害教訓を踏まえ、県職員へのプロアクティブの原則の普及、台風の暴風域に入る確率等を考慮した早期の非常配備体制が導入されたことを踏まえ、本村においてもプロアクティブの原則の普及や非常配備基準の見直しを行う。
- ▶ 大規模災害時には県庁の災害医療本部、長生保健所の合同救護本部、村の救護本部が連携して医療救護活動を実施することを踏まえ、村の救護本部の体制、県災害医療本部や同救護本部との連携体制を明記した。

## 3) 村の取組の反映

### ア 「国土強靱化地域合同計画」の策定

- ▶ 国土強靱化基本法に基づき、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町と5町村合同で策定した地域の国土強靱化施策の指針となる国土強靱化地域合同計画（共通編・長生村編）を踏まえ、国土強靱化に関することの整合を図ることを明記した。

#### イ 「長生村地域防災力向上計画」の策定

- ▶ 令和3年4月に策定された長生村地域防災力向上計画（県の補助金に係る計画）では、地域の防災力の向上に関して、①住民の高齢化への対応、②避難環境の整備、③自主防災組織の活動促進、の3項目について課題を示した上で具体的目標を示している。減災目標の策定にあたり、この計画との整合を図ることとした。

#### ウ 長生村防災マップの作成

- ▶ 約10m級の大津波が押し寄せた場合の津波浸水想定区域と水位周知河川（一宮川、内谷川）の想定最大規模（およそ1000年に一度）の降雨による洪水浸水想定区域とに対応したハザードマップを作成したことを踏まえ、このマップを活用して洪水、津波に対する指定緊急避難場所や避難行動を普及することを明記した。

#### エ 津波避難施設の整備

- ▶ 津波避難施設として新たに整備した3施設（築山公園2箇所、災害時一時滞在施設1箇所）について、適切な維持管理及び周知を図ることを明記した。

#### オ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル」の作成

- ▶ 避難所設置にあたり、避難所の分散設置を行うとともに、避難所運営に当たっては避難所の感染症対策物資及び感染症対策スペースの確保、避難所運営従事者の感染防止対策、避難者に対する定期的な健康状態の確認、避難者の感染症対策の徹底や二次被害への配慮等、本マニュアルに沿って感染症防止を行うことを明記した。

#### カ 長生村業務継続計画（BCP）・災害時職員対応マニュアル等の策定

- ▶ 発災時の非常配備や災害対応行動については、長生村業務継続計画（BCP）や職員対応マニュアル等、その他、前回の本計画修正以降の新たに策定された各種計画等との整合を図ることとした。

#### キ 災害協定の拡充

- ▶ 埼玉県上里町との相互応援協定、公立長生病院等との広域医療救護所に関する協定、長生農協等複数の団体・企業との物資等の供給に関する協定、千葉県石油商業組合茂原支部等との燃料類の供給に関する協定など多数の団体・企業と災害協定を新たに締結したことを踏まえ、災害応急対策においてこれらの協定を活用することを追記した。

### 4) 近年の被災地における課題の反映

#### ア 「災害関連死」への対応

- ▶ 東日本大震災以降、避難生活における多くの災害関連死の発生を受けて、被災者のプライバシー保護、パーソナルスペースの確保、女性の視点からの避難生活環境の改善が求められている。関連する設備や備品の整備についての記載を加えるほか、避難所の収容人数の見直し（一人当たりの確保面積の拡充）を行った。